指定給水装置工事事業者の事業運営等に関する届出書

令和　　年　　月　　日

氏名（名称）

住所

代表者氏名

電話・ＦＡＸ

令和　　年　　月　　日現在，当事業所における事業内容，水道法25条の８及び同法施工規則第36条に基づく事業の運営状況については以下のとおりです。

１　業務内容

|  |
| --- |
| 休業日，営業時間：下記該当項目に☑をつけてください。 |
| 休業日　　　□土曜　　□日曜　　□祝祭日　　□その他（　　　　　　　）営業時間　　　　　　時　　分　～　　　時　　分緊急対応　　　(□ 対応可 ・ □対応不可 ) |
| 給水装置の漏水修繕対応の可否：下記該当項目に☑をつけてください。 |
| □屋内給水装置の修繕 ・ □宅地内埋設部給水装置の修繕□その他（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 対応工事種別（ 新設 ・ 改造 ）：該当項目に☑を付けてください。 |
| □配水管からの分岐～水道メーター　　　　　　　　　　　（ □新設 ・ □改造 ）□水道メーター　　～宅内給水装置　　　　　　　　　　　（ □新設 ・ □改造 ） |
| その他（緊急連絡先等） |
|  |

２　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

水道法施工規則第36条

　法第25条の8に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

　4　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために，研修の機会を確保するよう努めること。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名 | 研修会名，実施団体 | 受講年月日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |
|  | □外　部□社　内□その他 | 　年　　月　　日 |

* 外部研修については，受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。

自社内研修については，研修内容を記載してください。

行数が足りない場合は，必要に応じて行を追加してください。

３　適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

水道法施工規則第36条

法第25条の８に規定する厚生労働省で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は，次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において，当該配水管及び他の地下埋設物に変形，破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ，又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

[ ] 　「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施工しないため不要

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名 | 配水管への分水栓の取付・せん孔，給水管の接合，いずれかの経験の有無 | 資格及び講習修了証等の有無 |
|  | 保有している資格等※ |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |
|  | □有　（　　年　　月）□無 | □有□無 | □給水装置工事配管技能者証書□技能検定合格証書□その他（　　　　　　　　　　　） |

※１過去５年以内の工事実績を記載してください。

２資格等を有する場合は，写しを添付してください。

３行数が足りない場合は，必要に応じてコピー等してください。